

議会運営委員会

令和元年11月26日（火）

午前10時00分開会

○村田委員長　おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の議会運営委員会につきましては、令和元年の第4回尾鷲市市議会定例会、これに対する議案の説明でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

事項書にもありますように、執行部に退席をしていただいてから、議会運営委員会で3点ほど皆様に御協議と報告を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず、市長から御挨拶をいただきます。

○加藤市長　おはようございます。

本日は、令和元年第4回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、29議案であります。

議案の内容につきましては、議案第72号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから議案第94号、尾鷲総合病院看護師等修学資金返還免除に関する条例の一部改正についてまでの条例関係が23件、議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてから議案第99号、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてまでの予算関係が5件でございます。そして、その他といたしまして、工事請負契約についてが1件であります。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○下村総務課長　それでは、令和元年第4回尾鷲市議会定例会への提出議案について御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらん願います。

このページが提出議案の目次となっています。

本定例会の提出案件は、議案第72号から議案第100号までの議案29件であ

ります。

議案の内訳といたしましては、条例の制定が5件、一部改正が18件、補正予算関連が5件、その他1件となります。

それでは、各議案について御説明いたします。

1ページの議案第72号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてにつきましては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時非常勤職員について任用の適正化を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付等の規定を整備するものであります。

次に、28ページ、議案第73号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきましては、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の特別職非常勤職員や臨時的任用職員における任用の厳格化、一般職の非常勤職員制度としての会計年度任用職員の整備等が行われたことにより、関連する尾鷲市職員定数条例を初め、12の条例の一部を改正するため、条例を制定するものであります。

次に、33ページをごらん願います。

議案第74号、尾鷲市債権の管理に関する条例の制定についてにつきましては、市税収入の減少など財政の硬直化が進む中、健全で安定した財政基盤の確立が喫緊の課題となっており、自主財源の確保を進めるとともに、受益者負担の公平性を確保するため、市の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めるものであります。

38ページ、議案第75号、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定についてにつきましては、近年、本市を含む近隣市町に大量の土砂等が搬入されており、市民からは生活環境に対する不安や心配の声があることから、市民の健康で安全かつ快適な暮らしの基盤である環境を保全するため、三重県が取り組んでいる三重県土砂等埋立て等の規制に関する条例との整合性を図りつつ、三重県条例の対象規模要件未滿の土砂埋め立て等の行為に対する必要な規制を行うため、条例を制定するものであります。

54ページをごらん願います。

議案第76号、尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例

の制定についてにつきましては、尾鷲総合病院における薬剤師の確保に資するため、総合病院の薬剤師業務に従事する職員に対し、その職員が奨学金を返還する際の助成金貸付制度を定めることに伴い、貸与した助成金の返還免除を定める条例を制定するものであります。

次のページ、議案第77号、尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてにつきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月に公布され、12月14日に施行されるため、さきの9月定例会において、議案第44号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてとして、本市関係条例の改正について議決いただいたものですが、今回、印鑑登録証明事務処理に関する条例についても改正する必要が生じたものであります。

58ページ、議案第78号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、本市の選挙長等の報酬額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条と同額に定められていますが、本年5月に同法が改正されたことによる同条例の改正であります。

次に、60ページの議案第79号、尾鷲市立公民館条例の一部改正についてから71ページの議案第84号、尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでと、83ページの議案第86号、尾鷲市斎場条例の一部改正についてと、88ページの議案第88号、尾鷲市林業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから101ページの議案第93号、尾鷲市普通河川管理条例の一部改正についてまでの13議案につきましては、本市が管理する施設等の使用料等は長年にわたり見直しが行われず、平成26年の消費税率改正の際も見直しを見送ったもので、今回、受益と負担の公平性を確保し、老朽化する各施設の維持に係る経費等も考慮し、使用料及び占用料の見直しを行うための改正であります。

次に、73ページをお願いします。

議案第85号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、本年10月1日から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳児までの食材料費の取り扱いについては、主食費、副食費とも施設による実費徴収を基本とされていることから、同条例の一部を改正するものであります。

次に、85ページの議案第87号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についてにつきましては、被保険者の高齢化、医療費の増加に加え、被保険者数の減少等による税収の落ち込み等により、令和2年度から4年度までの3年間の収支において、国保財政調整基金を取り崩して充当したとしても財源不足が見込まれることから、尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申も踏まえ、平成23年度から据え置かれている税率及び限度額について令和2年度から改正するため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、105ページ、議案第94号、尾鷲総合病院看護師等修学資金返還免除に関する条例の一部改正についてにつきましては、総合病院における薬剤師の確保に資するため、看護学生等への修学資金貸与制度に加え、大学卒業後、本市総合病院の薬剤師として従事しようとする者に対する修学資金貸与制度を追加したことに伴い、貸与した修学資金の返還免除を定めるため、同条例の一部を改正するものであります。

続きまして、107ページの議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてから111ページの議案第99号、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてまでの5議案について、一括して御説明いたします。

予算概要につきましては、別冊で、一般会計補正予算（第6号）主要事項説明に取りまとめておりますので、その説明書をもって御説明いたします。

説明書の1ページをごらん願います。

今回提出の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で6,987万9,000円、特別会計の国民健康保険事業会計で665万2,000円、後期高齢者医療事業会計で135万2,000円、それぞれ追加し、一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出の予算総額を133億6,323万円とするものであります。

また、病院事業会計では、歳入を5,758万1,000円、歳出で2億4,578万円減額し、歳入予算現額を46億5,272万2,000円に、歳出予算現額を47億7,380万3,000円とするものであります。

水道事業会計では、歳入を5万1,000円増額し、歳出を1,257万円減額し、歳入予算現額を5億9,128万4,000円に、歳出予算現額を8億3,289万7,000円とするものであります。

まず、一般会計の内訳から御説明いたします。

2ページをごらん願います。

歳入の主なものといたしましては、14款国庫支出金2,381万3,000円の増額補正は、制度改革に伴う児童扶養手当負担金584万8,000円、医療費、扶助費等の増加に伴う生活保護費における医療扶助費等国庫負担金が933万3,000円の増額が主なものであります。

15款県支出金38万7,000円の増額補正は、対象額変更に伴う国保基盤安定負担金238万4,000円が減額となるものの、補助対象経費の増加に伴う障害者自立支援給付費等県負担金186万7,000円、三重県移住支援事業補助金75万円の増額が主なものであります。

16款財産収入3,565万円の増額補正は、旧第3保育園及び第4保育園跡地の売却見込み額を追加するものであります。

17款寄附金3,060万円の増額補正は、林業振興事業寄附金として一般財団法人尾鷲みどりの協会からの寄附金3,030万円及び市内の個人から社会福祉寄附金30万円の追加であります。

20款諸収入1,987万1,000円の減額補正は、紀北広域連合負担金前年度精算金が1,860万8,000円の追加となるものの、折橋墓地移転事業の延期に伴い、補償金が3,847万3,000円の減額となります。

21款市債70万円の減額補正は、消防車両等整備事業債の事業費確定に伴う借入金の減額であります。

次に、歳出について御説明いたします。

3ページをごらん願います。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次の4ページで御説明いたします。

まず、各款共通の人件費は、特別職では、共済費において追加費用負担率の改正により4万3,000円の減額、その他特別職では、教育長の給料、手当、共済費の減額であります。

一般職では、昇給等による増額が154万5,000円となるものの、職員の減員や途中退職、病気等による休職により1,013万6,000円の減額、職員手当等では、台風や集中豪雨による避難所開設等に伴う時間外手当の増額があるものの、職員の減員や早期退職などにより期末勤勉手当及び退職手当が103万7,000円の減額、共済費では、職員の減員や追加費用負担率の改正により442万6,000円の減額となります。

次に、総務費では、一般管理費3万6,000円の減額補正で、会計年度任用職

員制度への移行に伴う財務会計システム改修業務委託料として165万円の増額、業務内容の精査により番号制度対応システム改修委託料155万1,000円の減額が主なものとなります。

財産管理費は、財政調整基金ほか基金積立金であります。

企画費では、東京23区在住者等が一定の条件を満たし本市に移住した際の支援策として、尾鷲市移住支援事業補助金100万円の追加となります。

戸籍住民基本台帳費780万円の減額は、戸籍総合システムの更新において、従前の業者との引き続き契約することが決定したことにより、データ移行費用が不要となったものであります。

次に、民生費ですが、社会福祉総務費では、紀北広域連合分担金272万4,000円の増額が主なものであります。

自立支援給付事業では、市内の事業施設が就労継続支援A型事業施設からB型事業施設へ変更になったことに伴う増減と、利用者数の増加等による共同生活援助事業費798万4,000円、自立支援医療費161万2,000円の増額が主なものであります。

次に、後期高齢者医療費では、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が135万2,000円の増額となります。

次に、母子福祉費では、児童扶養手当が制度改正により増額となります。

次のページ、扶助費の増額補正は、生活保護費における医療扶助費及び介護扶助費が実績見込みを上回ったものであります。

衛生費では、保健事業普及費が、地域健康支援システム改修業務委託料が129万3,000円の追加であります。

墓地管理費につきましては、事業の延期に伴い、墓地造成調査・設計・積算業務委託料が皆減となります。

続きまして、商工費では、南三重地域就労対策協議会負担金が事業内容の決定により9万5,000円の増額となります。

土木費の住宅管理費では、新田市営住宅及び旧税務署官舎用地の売却を進めるための登記手数料253万9,000円の追加であります。

消防費の常備消防費では、三重県紀北消防組合負担金の減額であります。

教育費ですが、事務局費で、精査による臨時職員の社会保険料等及び賃金の減額であります。

6ページをごらん願います。

債務負担行為補正について御説明いたします。

22件の追加であります。これは、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。各事項の期間、限度額は記載のとおりであります。

また、変更の2件につきましては、プロポーザル選定による額の確定による限度額の変更であります。

7ページの国民健康保険事業特別会計は、歳入歳出それぞれ665万2,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を24億6,945万7,000円とするものであります。

歳入は、2款県支出金141万1,000円の減額は、第三者行為収入の増加による普通交付金が550万1,000円の減額となるものの、結核、精神病に係る療養給付費の割合に応じて交付される特別調整交付金409万円の増額となります。

4款繰入金235万3,000円の増額は、財政調整基金繰入金等の増額であります。

6款諸収入451万7,000円の増額は、第三者行為収入であります。

7款国庫支出金119万3,000円の増額は、社会保障・税番号システム整備費国庫補助金の追加が主なものであります。

次に、歳出につきましては、1款総務費369万4,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の増額が主なものであります。

2款保険給付費101万7,000円の増額は、療養費の実績見込みによる増額で、5款保健事業費165万円の増額は、結核、精神病に係る特別調整交付金申請支援業務委託料であります。

8款諸支出金29万1,000円の増額は、退職分納付金の精算による増額であります。

債務負担行為1件につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、8ページの後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出それぞれ135万2,000円を増額し、歳入歳出予算総額を6億1,676万3,000円とするものであります。

今回の補正は、人事異動に伴う職員人件費の増額に対する補正となります。

9ページ、病院事業会計ですが、収益的収入及び支出の収入では、医業収益が、診療単価の増により入院収益が上がったものの外来収益で外来患者が予定量を下回

り、5,928万1,000円の減額となります。

支出では、医業費用が、職員の減員による給与費が8,869万円、材料費が、薬品費及び診療材料費が1億4,005万3,000円の減額となりますが、設備等修繕費及び外部検査委託料などの増額が536万9,000円、減価償却費が87万9,000円の増額となり、相殺して2億2,249万5,000円の減額となります。

医業外費用では、控除対象外消費税の減額等により1,215万6,000円の減額となります。

特別損失は、入札執行により煙突解体工事費及び管理費1,182万円の減額となります。

次に、資本的収入及び支出の収入では、企業債が医療機器整備事業債170万円の増額となります。

支出では、建設改良費として、薬剤在庫管理システム等医療機器購入費69万1,000円の増額となります。

次のページ、債務負担行為補正は14件を追加しております。

次のページ、水道事業会計ですが、収益的収入及び支出の収入では、営業外収益が5万1,000円の増額となりますが、これは平成30年度決算値の反映により長期前受金戻入が増額となります。

支出では、営業費用が人員の削減等により1,257万1,000円の減額、営業外費用では、消費税納付額の増額が1,000円となります。

次に、債務負担行為補正として1件を追加しております。

それでは、議案書に戻っていただき、議案書の112ページをごらん願います。

議案第100号、工事請負契約について、尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事につきましては、先週21日に入札を執行し、仮契約を締結したところですが、本契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要といたしましては、防災行政無線デジタル化整備事業に係る整備工事業務であります。契約目的、尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は2億2,550万円、契約の相手方は日本電気株式会社東海支社でございます。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。

○村田委員長　　ただいま総務課長から、第4回の尾鷲市議会の定例会に提出予定であります議案について説明がございました。

この際ですから、御意見等ございましたら御発言願いたいと思いますが。

○南委員　　議案第100号のデジタルの整備の請負契約なんですけれども、工期的にはいつまでなんですか。それだけ1点だけ。

○下村総務課長　　令和2年度までと聞いておりますが。

（「年度末までということですか」と呼ぶ者あり）

○下村総務課長　　令和3年の3月。

○村田委員長　　よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　ないようでありますので、ただいま説明のありました議案につきましては、今定例会に上程をいたすことと決定をいたしました。

次に、陳情について、事務局より説明を求めたいと思います。

○高芝議会事務局長　　それでは、事項書2番、陳情について説明させていただきます。

陳情、継続1件、別紙配付の陳情文書表（案）の写しのとおりでございます。

第3回定例会において継続審査となっております尾鷲幼稚園における3年保育の実施についての陳情でございます。この陳情につきましては、第3回定例会に引き続き、所管の行政常任委員会において御審査いただく予定でございます。

以上でございます。

○村田委員長　　陳情については以上のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議員派遣について、事務局。

○高芝議会事務局長　　それでは、事項書3番の議員派遣について説明させていただきます。

議員派遣一覧表に記載のとおり、令和2年1月22日に鳥羽市において第159回三重県市議会議長会定期総会が開催される予定であり、議長とともに奥田副議長が出席することから、地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により議決をいただくものでございます。

この議員派遣につきましては、本定例会最終日に議決いただく予定としておりま

すので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長 議員派遣について事務局から説明がございましたので、説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

次に、会期及び議事日程（案）についてと一般質問の発言通告書提出期限、また議案質疑発言通告書提出期限、討論発言通告書提出期限について、一括して説明を求めます。

○高芝議会事務局長 それでは、まずは事項書４番、会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は、１２月３日火曜日から１２月１９日木曜日までの１７日間でございます。会議はいずれも午前１０時開会とさせていただきます。

１２月３日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部から説明がありました議案第７２号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから議案第７６号、尾鷲総合病院薬剤師奨学金返還支援助成金返還免除に関する条例の制定について及び議案第７８号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第９９号、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第２号）の議決についてまでの計２７議案についてでございます。

次に、議案第７７号、尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について及び議案第１００号、工事請負契約について（尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事）の２議案につきましては、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託の後、本会議を休憩いたしまして、休憩中に行政常任委員会を開催していただき、議案を審査していただきます。委員会終了後に本会議を再開していただきまして、委員会審査の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、採決を行っていただきます。

次に、翌１２月４日水曜日から６日金曜日までは議案調査、７日、８日は土日のため休会となります。

９日月曜日午前１０時より本会議を再開していただきまして、１２月３日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っていただきます。

１２日木曜日から土日を挟みまして１７日火曜日まで行政常任委員会を開催していただき、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

１８日水曜日は予備日とし、１９日木曜日午前１０時から本会議を再開していた

だきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

続きまして、事項書の5番、説明させていただきます。

各発言通告書の提出期限でございますが、事項書5番、一般質問発言通告書提出期限につきましては、申し合わせにより12月5日木曜日の午前11時までとさせていただきます。

次に、事項書6番、議案質疑発言通告書提出期限につきましては、議案77号及び議案第100号につきましては、開会日前日の12月2日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては12月5日木曜日の午前11時まで。

事項書7番目、お願いします。

討論発言通告書提出議案につきましては、議案第77号及び議案第100号につきましては12月2日月曜日の午前11時まで、その他の議案につきましては12月18日木曜日の午前11時とさせていただきます。

また、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長 会期及び議事日程（案）についての説明及び一般質問、議案質疑、討論発言通告書等々について説明をいただきました。

この説明について御質疑ありましたら御発言願いたいと思いますが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでございますので、ただいま事務局の説明のとおり、会期及び議事日程については進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、執行部退席してください。

その他の項で3点ほどありますけれども、まず、議会報告会の結果について、事務局より報告をいただきたいと思います。

○高芝議会事務局長 それでは、まず、10月の議会報告会における市民の皆様からの御意見などに対する執行部の回答及び参加いただいた市民の方の人数などを取りまとめましたので、御確認ください。

市民の皆様からの御意見などに対する回答につきましては、市のホームページへ掲載させていただくとともに、報告会を開催した各地区の区長さんなどへ送付させ

ていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長 報告会についての報告といたしますか、事務局からありましたけれども、これについて特に御意見のある方、御発言願いたいと思っておりますが。

少し読んでいただけますか。

これについては、後ほど皆さん読んでいただきまして、もし御意見がありましたら事務局のほうに届けていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

次に、子ども議会の開催について、事務局より説明を求めます。

○高芝議会事務局長 それでは、子ども議会の開催について説明させていただきます。

今回御用意いたしました子ども議会の開催に係る資料につきましては、市内の中学生の生徒さんを想定させていただいております。

まず、1ページをごらんください。

子ども議会の開催の目的につきましては、尾鷲市の将来を担う中学生たちが市議会の動きを直接体験することにより、市政に関心を持ち、市議会の役割や行政の仕組みを考える機会としていただき、若い世代が政治へ参加していくための意識の底上げを図ることを目的としております。

次に、三重県内での子ども議会の開催事例でございますが、四日市市、鈴鹿市及び紀宝町などで実施されておりました、開催時期は夏休み期間が多く、事前に行政の仕組みや議会の役割、当日の進め方などをレクチャーした上で、実際の本会議同様に生徒さんたちに一般質問をしていただき、市長、教育長及び議員さん方がその質問に対して答弁、説明するという形が一般的でございます。

次に、2ページのほうをごらんください。

子ども議会を開催するに当たりまして、日時、対象者、内容、子ども議会の実施方法、当日の役割など、今後詳細のほうを詰めていただければならない項目を挙げております。

学校現場の対応可能な時期、参加していただく生徒さんをどうするかなど、事前に事務局のほうから教育委員会に相談のほうをさせていただきましたが、開催時期のほうは夏休み期間を含めた夏ごろをめどに、また、対象とさせていただく生徒さんにつきましては、各中学校の生徒会を中心にして調整のほうを進めさせていただきたいと思っておりますが、最終的に、参加していただく生徒さんの人数、当日の議場に

おける役割、具体的な実施方法などは、今後、学校側の意向を取り入れながら事務局のほうで調整させていただき、改めて御協議いただきたいと思いますと考えております。

最後に、3ページのほうをお願いします。

こちらのほう、子ども議会開催までのスケジュール案でございます。

先ほど説明させていただきましたが、今後、対象とさせていただく生徒さんの学年、学校行事の都合など、学校側の意向を取り入れながら事務局のほうで調整のほうを進め、スケジュール、任命式など記載しております附帯のイベントなどは、流動的でございますが、7月下旬から8月の夏休み期間の開催をめどに進めさせていただき、必要な時期に改めて御協議いただきたいと思いますので、またこちらのほうの資料は後ほど御参照いただければと思います。

説明のほう、以上でございます。

○村田委員長 子ども議会の開催について事務局より説明がございましたが、特に御意見のある方は御発言願いたいと思いますけれども、後ほどまた事務局のほうに御意見を言っていただいても結構でございますけれども、現在御意見のある方は御発言願いたいと思いますが、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 それでは、事務局の説明どおり進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

次に、委員会における議員間討議、自由討議でありますけれども、これについて事務局から説明を求めます。

○高芝議会事務局長 それでは、委員会における議員間討議、自由討議について説明させていただきます。

まず、1ページのほうをごらんください。

こちらのほう、このたびの検討趣旨につきましては、委員会において、市政に関する重要な課題等について合意形成に向けた議論のほうを尽くすことにより論点を明確にし、議員間の共通理解を深め、市民に対する説明責任を果たすことにつなげていくことを目的として挙げさせていただいております。

次に、本市議会の現状のほうでございますが、本市議会基本条例第21条で議員間討議、自由討議の実施について明文化されておりますが、運用につきましては明確な基準がない状況でございます。

また、会議規則第97条には委員会における審査順序の例について明文化されておりますが、委員会における議員間討議、自由討議の設定につきましては、明確に

申し合わせなどをしておらず、明確な基準がない状況でございます。

次に、2ページ下段の囲み部分をごらんください。

こちらのほう、全国市議会議長会からの見解でございます。委員会の中で議員間討議、自由討議の場を設けるには、会議規則などに明記することが必須条件ではありませんが、各市で順序など自由に運用可能ではございますが、各市議会において明確に申し合わせのほうをしたほうが委員長さんの負担のほうが軽減し、委員会審議のほうもスムーズに審議のほうが進むと思われまいますので、議員さんのほうで合意の上で申し合わせするなどしてルール化しておくことが望ましいであろうという見解をいただきました。

今回、そのような状況を踏まえ、委員会における議員間討議の導入に向けて今回確認していただく内容といたしましては、2ページの上段のほうをお願いします、まず①の実施対象の委員会といたしましては、資料のほうでは常任委員会、議会運営委員会、特別委員会としております。

次に、②の対象となる議題の特定方法といたしましては、議案や請願、所管事務の範囲内であれば自由とさせていただきます。

次に、③の具体的実施方法、こちらのほうにつきましては、後ほど資料の申し合わせ事項案の中で説明のほうをさせていただきたいと思えます。

次に、④の討議時間の制限、こちらのほうはなしとさせていただきます。

次に、⑤の意見の取りまとめ、こちらのほうは行わず、討議が行われた事実のみを本会議において委員長報告するというふうにさせていただきます。

以上の5項目を御協議いただきたいと思えますが、それらを含めまして⑥の申し合わせとして、次の3ページ、4ページに事務局案のほうを準備させていただきましたので、ごらんください。

議員間討議、自由討議の実施に関する申し合わせ事項（案）ということで、まず、1、目的は、先ほど説明させていただきましたので、こちらは省略させていただきます。

次に、2番、実施対象の委員会につきましては、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会。

次に、3番、実施対象の課題につきましては、議案審査、請願・陳情審査、所管事務調査とさせていただきます。

次に、4番、実施方法及び留意事項につきましては、まず、（1）議案審査、（2）請願・陳情、（3）所管事務調査の実施対象の課題につきまして、基本的に

は、採決の前に委員長さんが必要があると認めるときに、または、委員から申し出があったときに委員長が委員会に諮って議員間討議のほうを実施するという趣旨でございます。

次に、（４）は、討議は議員のみで行う、（５）は、委員個人を非難するような発言は行わない、（６）は、委員に対する資料要求は行わないということを確認させていただいております。

次に、５番、その他は、今後議員間討議の実施に関し必要な事項は、議会運営委員会で協議していただくこととしております。

最後に、６番、運用開始時期につきましては、この後開始時期などを御協議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○村田委員長　ただいま、委員会における議員間討議、自由討議について事務局から事務局案を提出していただきましたけれども、これについて特に御意見ある方は御発言願いたいと思っておりますが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　ないようでありますので、これにつきましては今事務局の説明のとおり進めていきたいと思っておりますけれども、その中で、特に委員長の裁量でこれをやるのかどうかということについても、後ほどまた委員長のほうと、また正副議長のほうと話をさせていただいて詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　その他の項で特に御発言を願いたいという方はいらっしゃいませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　それでは、議会運営委員会を閉じます。御苦労さんでした。

（午前１０時４４分　閉会）